



県内でひきこもり・不登校等への支援を行う皆様へ

「応援事業」実施します

「ひきこもり等支援団体支援事業協力金」を
支給します。

新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰等により、
ひきこもりや不登校等で悩む方やその家族の支援活動の
継続を援助するため、協力金を支給します。

支給額
12万円

—申請期間—

8月22日(月)～
10月20日(木)

※ 申請期間内の消印有効です。



【問合せ先・申請書類の提出先】

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課企画グループ

電話:045-210-3840(直通) メール: seishonen.0214.kikaku@pref.kanagawa.lg.jp

協力金の申請について

■ 支給対象

神奈川県内でひきこもりや不登校等で悩む方やその家族の支援に取り組む団体のうち、団体規約を作成しており、かつ令和4年4月1日から申請期間中において活動している団体とする。



■ 支給額

12万円(1団体あたり)

■ 主な支給要件

- ・神奈川県内で活動を行う団体で、団体規約を作成していること。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐ新しい生活様式に対応したひきこもり・不登校等支援を行うこと。
- ・支給申請時に、過去の活動実績及び申請日から6か月以上の期間について、活動予定を作成し、提出すること。また、協力金の支給を受けた日以降の活動状況を県に報告すること。
- ・県青少年相談支援情報サイトに申請者の活動等を掲載するため、支援団体登録をすること。
- ・県が指定する広報チラシ等を配布すること。また、県が実施するひきこもり等支援に関するアンケート等に協力すること。

■ 申請方法

申請書類をご用意の上、郵送にて申請してください。(申請期間内の消印有効)
申請書類は県ホームページ「ひきこもり支援ポータルサイト」からダウンロードできます。

■ 申請書類

- ・ひきこもり等支援団体支援事業協力金支給申請書(第1号様式)
- ・ひきこもり等支援団体支援事業協力金活動計画書(第2号様式)
- ・ひきこもり等支援団体支援事業協力金口座振込依頼書及び振込先口座の通帳等の写し
- ・誓約書
- ・支援団体整理票
- ・団体規約等



ひきこもり支援ポータルサイト



当サイトでは、神奈川県が実施する、ひきこもりや不登校児童生徒、及びそのご家族向けの相談窓口等を紹介しています。

ひきこもり支援ポータルサイト

検索

(申請書類はこちらから)